

北広島市保健福祉計画検討委員会

令和5年度 第1回高齢福祉部会

日 時 : 令和5年8月1日(火) 全体会終了後

場 所 : 北広島市役所 3階 3D会議室

～ 会 議 次 第 ～

- 1 開 会
- 2 部会委員紹介・事務局紹介
- 3 部会長選出
- 4 職務代理者の指名
- 5 説明事項
 - (1) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について
 - (2) 介護保険事業に関連する法改正の概要について
 - (3) 計画策定及び検討委員会のスケジュールについて
 - (4) 日常生活圏域ニーズ調査について
 - (5) 在宅介護実態調査について
 - (6) サービス提供事業者調査について
 - (7) 施設等整備に係る意向調査について
- 6 その他
- 7 閉 会

北広島市保健福祉計画検討委員会 委員名簿

【高齢福祉部会】

	所 属	氏 名
1	一般公募	伊 藤 貢
2	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団 北広島地域訪問看護ステーション	齊 藤 光 枝
3	星槎道都大学	櫻 井 美帆子
4	社会福祉法人北海長正会	三 瓶 徹
5	北広島市介護サービス連絡協議会 (医療法人社団翔仁会 エスポワール北広 島)	島 谷 清 張
6	北広島市シルバー人材センター	白 崎 秀 年
7	一般社団法人 北広島医師会 (医療法人社団翔仁会)	對 馬 伸 泰
8	社会福祉法人札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター聖芳園	三 木 千 晶

(敬称略、五十音順)

北広島市保健福祉計画検討委員会 事務局名簿

【高齢福祉部会】

	所 属 部 署 名	職	氏 名
1	保健福祉部 高齢者支援課	課 長	工 藤 秀 之
2	保健福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉担当	主 査	金 田 周
3	保健福祉部 高齢者支援課 介護認定・保険料担当	主 査	宮 下 な み
4	保健福祉部 健康推進課 特定健診・介護予防担当	主 査	浜 山 かおり
5	保健福祉部 福祉総合相談室 相談担当	主 査	野 切 径 代
6	保健福祉部 高齢者支援課 介護給付担当	主 任	中 西 悠 太

5 説明事項

(1) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について

ア 計画の概要について

「高齢者保健福祉計画」（老人福祉法では、「市町村老人福祉計画」）は、老人福祉法に基づき各市町村が策定するもので、高齢者福祉事業および介護保険事業のサービス量の見込みを明らかにし、高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関して必要な事項を定めるものです。

（老人福祉法第20条の8第1項）

「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき各市町村が策定するもので、各市町村の区域内における要介護者等の人数、介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものです。

（介護保険法第117条第1項）

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は連携する必要があり、老人福祉法および介護保険法では、それぞれの担う役割を明らかにして2つの計画を一体のものとして作成されなければならないとなっています。

（老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第6項）

令和2年度に策定した第8期計画では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、5つの基本目標と14の重点課題のもと計画を策定しました。

【第8期計画の基本目標と重点課題】

- 基本目標1 健康づくりと介護予防の促進
 - ・重点課題① 健康づくりと日常生活を支援する体制整備
 - ・重点課題② 生きがいと社会参加の促進
- 基本目標2 介護保険サービスの充実
 - ・重点課題① 介護給付等対象サービスの充実・強化
 - ・重点課題② 介護保険サービスの基盤強化
- 基本目標3 安心して暮らせる環境づくりの推進
 - ・重点課題① 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ・重点課題② 在宅医療・介護連携を図るための体制整備
 - ・重点課題③ 介護に取り組む家族等への支援の充実
 - ・重点課題④ 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進
 - ・重点課題⑤ 高齢者が安心できる居住環境確保
- 基本目標4 認知症施策の推進
 - ・重点課題① 認知症施策の推進
- 基本目標5 適切な介護保険事業の運営
 - ・重点課題① 効果的・効率的な介護給付の推進
 - ・重点課題② 医療計画との整合性の確保
 - ・重点課題③ 介護保険サービス情報の公表
 - ・重点課題④ 介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進

イ 第9期計画の基本的な考え方について

第9期計画期間中には、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなります。また、高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）ごろを見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口は減少していくことが見込まれます。

そのことから、中長期的な視点で人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域共生社会の実現を図るため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための施策や目標を検討したうえで、計画を定めていきます。

ウ 第9期計画の基本指針（大臣告示）の見直しのポイントについて

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ② 在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ① 地域共生社会の実現
 - ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
 - ③ 保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

(2) 介護保険制度改正の概要について

ア 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

(※施行期日：①～④令和6年4月1日、⑤法公布後4年以内の政令で定める日)

① 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層の取組を推進。

また、市町村においては、都道府県と連携した取組に関する事項について計画に定めるよう努める。

② 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める。看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

③ 地域包括支援センターの体制整備等

地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備。要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できるものとする。また、地域包括支援センターが、総合相談支援業務の一部を委託することができるものとする。

④ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備。各事業所・施設に対して詳細な財務状況の報告を義務付ける。

⑤ 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施。被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付ける。

イ 制度改正の検討が行われている主な事項

① 第1号介護保険料負担の在り方

国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、検討を行う。

② 利用者負担割合における「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等を把握しながら検討を行う。

③ 多床室の室料負担

老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行う。

④ 在宅サービスの基盤整備

複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせて提供する複合型サービスの類型の新設の検討を行う。

(3) 計画策定及び検討委員会のスケジュールについて

	各種調査	介護(予防) サービス 見込量算出 ・ 保険料算定	各種施策 ・ 計画書	計画検討委員会	
				全体会	部会
令和5年 4月					
5月					
6月	在宅介護 実態調査				
7月	サービス提供 事業者調査	給付実績分析			
	施設等整備 意向調査				
8月	調査結果分析	介護(予防) サービス 見込量算出	各種施策検討 重点施策検討	1回目	1回目
9月					
10月					2回目
11月		保険料算定	計画素案作成		3回目
				2回目	4回目
12月		パブリックコメント			
令和6年 1月		保険料算定		3回目	5回目
2月					
3月		条例改正	計画策定		

(4) 日常生活圏域ニーズ調査について

ア 調査の目的

第9期計画策定に当たり、現状における高齢者の生活実態や健康状態を把握し、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題を特定（地域診断）することなど、事業計画の見直しの基礎資料とするため、調査を実施。

イ 対象

市内在住の65歳以上3,000人を住民基本台帳から無作為抽出（ただし、要介護認定者を除く。）

ウ 調査基準日・調査期間・調査方法

- ・基準日：令和4年10月1日
- ・期間：令和4年11月17日から令和4年12月2日
- ・方法：郵送による調査票の送付・回収

エ 前回の調査との変更点

国が示した調査票に市で実施している事業のニーズの把握、利用者が必要とする新たなサービスを把握するため、「きたひろ健康ポイント事業」、「耳の聞こえに関すること」の項目を追加。

オ 回答者数

1,970人（回答率65.7%）

カ 調査結果

- ・別添資料1「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について」
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書」（※市ホームページ掲載）

(5) 在宅介護実態調査について

ア 調査の目的

第9期計画策定に当たり、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方やサービス整備の方向性を検討するため、調査を実施。

イ 対象

市内在住の65歳以上の要介護認定者1,000人を無作為抽出

ウ 調査基準日・調査期間・調査方法

- ・基準日：令和5年4月1日
- ・期 間：令和5年6月7日から令和5年6月23日
- ・方 法：郵送による調査票の送付・回収

エ 回答者数

613人（回答率61.3%）

(6) サービス提供事業者調査について

ア 調査の目的

第9期計画策定に当たり、市内において介護保険サービスを提供している事業者の現状と今後の意向等を把握し、令和6年度から令和8年度までの介護サービス提供体制確保に向けた方案等を検討するため、調査を実施。

イ 対象

市内の介護保険サービス提供事業者

ウ 調査期間・調査方法

- ・期 間：令和5年6月30日から令和5年7月18日
- ・方 法：電子申請システムによる調査票の回収

今後、希望事業者については、対面による聞き取り調査を実施

(7) 施設等整備に係る意向調査について

ア 調査の目的

第9期計画策定に当たり、令和6年度から令和8年度までの介護サービス提供体制確保に向けた方案及び施設整備に係る方向性を検討するため、調査を実施。

イ 対象

第9期計画期間において、市内で施設等整備の意向がある事業者

ウ 調査期間・調査方法

- ・期 間：令和5年6月30日から令和5年7月31日
- ・方 法：市ホームページに掲載